

最高裁において平成二三年に確定した死刑判決一覧

(付・裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決一覧)

永 田 憲 史

先に紹介した、最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成一九年(二〇〇七年)末までに確定した死刑判決の一覧⁽¹⁾、並びに、最高裁において平成二〇年(二〇〇八年)及び平成二二年(二〇〇九年)に確定した死刑判決の補遺として、最高裁において平成二二年(二〇一〇年)に確定した死刑判決を紹介することとしたい。いずれも、最高裁判所裁判集刑事(裁判集刑・集刑)三〇〇号乃至三〇二号に掲載されたものである。

また、裁判員裁判において平成二三年に言渡された死刑判決も合わせて紹介することとしたい。平成二三年には、裁判員裁判において初めて死刑が言渡されるとともに⁽³⁾、その後、裁判員裁判において犯行当時少年の被告人に対して初めて死刑が言渡されている⁽⁴⁾。

なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著をご覧いただきたい⁽⁵⁾。

一、紹介方法及び凡例

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覧と同様とした。すなわち、被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事

案に分けて紹介する。また、被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された量刑事情について紹介することとした。

《凡例》

【被殺者数—同一被殺者数・同一類型中の判決順】

*判決順の番号は、最高裁において確定した事件については永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とし、裁判員裁判において言渡された事件については裁判員制度施行以後の通し番号とする。

J…犯行当時少年

Li…無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

裁…裁判員裁判における言渡し

二、被殺者二名以上の事案

【26—1】 最判平二二年一月一九日裁判集刑三〇〇号一頁

オウム真理教信者。弁護士一家三名を殺害。松本サリン事件で七名を殺害。地下鉄サリン事件で一二名を殺害、絞殺やVXガス等で四名を殺害。教団の組織防衛を目的。組織的、計画的、反社会的。教団の古参幹部。教祖から指示を受け、大部分の犯行において積極的に実行、重要な役割。前科なし。負傷者の健康被害深刻。被害感情激しい。謝罪の言葉はあるも、自己の行為が正当であると主張。事案の解明に寄与。

最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧

【4—15】 最判平二二年九月一六日裁判集刑三〇一号一九一頁

現住建造物等放火により住宅等七棟を全焼させ、四人を殺害。現住建造物を非現住建造物と誤信して放火し一名が焼死した後、も放火を継続した末の犯行。他に現住建造物等放火二件、同末遂一件、非現住建造物等放火一件、放火による器物損壊一件。いずれも経済的苦境等に対する不満や悩みなどによる鬱憤を晴らすために建物密集地等で無差別に放火。計画性のない通り魔的犯行。遺族の処罰感情峻烈。財産的被害も大きく、各被害者の処罰感情厳しい。道路交通法違反による罰金以外の前科なし。捜査段階では積極的に供述、反省。

三、被殺者二名の事案

(b) 保険金目的

【2 b—5】 最判平二二年三月一八日裁判集刑三〇〇号一〇一頁

知人の夫を知人と愛人女性と共謀して催眠薬剤で昏睡させ静脈に空気を大量に注射して殺害し保険金約三五〇〇万円詐取。別の知人の夫を知人と別の知人と愛人女性と共謀して催眠薬剤で昏睡させ静脈に洋酒を大量に注射して殺害し保険金約三三〇〇万円詐取。愛人女性の母を殺害して預金通帳を奪おうとインスリン製剤を注射するも失敗した強盗殺人未遂。同僚から五〇〇万円詐取。第二の殺害事件の共犯者を警察への通報を阻止するため脅迫。いずれも共犯は女性看護師。被告人は女性看護師。本件犯行以前に架空の話で多額の金銭を詐取。詐取した保険金のほぼ全てを取得。墮胎の事実を口外されたため、第一事件の知人には恨み。看護師として医療知識と経験を悪用。勤務先病院から薬剤や医療器具を持ち出し利用。周到な計画と準備。司法解剖させないよう画策。犯行を発案、主導、共犯者を操作。前科なし。不合理な弁明。偽証を依頼。真摯な反省なし。

【2 b—6】 最判平二二年一月八日裁判集刑三〇二号一頁

被告人二名。共謀の上、被告人のうち一名が詐欺の被害者の同居の義兄を刺殺して貯金通帳などを強取、犯跡隠蔽のために現住建造物等放火、死体損壊。共謀の上、被告人兩名と訴外一名が被告人のうち一名が死亡したように見せ掛けて生命保険金を詐取する目的でその身代わりに路上生活者を騙して睡眠導入剤を服用させて眠らせ溺死させる。共犯。被告人のうち一名は犯行を立案、他方の被告人を犯行に引き込み、犯行を指示して実行させた首謀者。他方の被告人は指示に従って刺殺事件では実行行為の全てを行ない、身代わり殺人事件では実行行為のほぼ全てを行なうものの、従属的。首謀者の被告人は詐欺も。首謀者の被告人には前科なし。首謀者の被告人は一部を除き事実関係を認める。他方の被告人は全て事実関係を認める。反省。

(c) その他の利欲目的

【2c-42】 最判平二二年一月二十九日裁判集刑三〇〇号四三頁

民家に侵入して物色中、居直って女性を絞殺。強盗目的で侵入して所携の果物ナイフで女性を刺殺。他に強盗、窃盗など。被害はいずれも計画的でない。パチスロのための借金の返済に窮しての犯行。絞殺事件後に逃亡して生活費に窮して二週間で刺殺事件を起こす。遺族の処罰感情厳しい。謝罪の意思。犯行の詳細を進んで供述。

【2c-43】 最判平二二年一〇月一四日裁判集刑三〇一号三二三頁

面識のある同じ町内の独居の高齢女性に対する二件の強盗強姦殺人。いずれも強姦は未遂。一件は金品得られず。常習累犯窃盗も。飲食遊興のための犯行。近隣住民の不安や恐怖。知的障害の遺伝負因に加えて生育歴悪い。かつての二件の判決では心神耗弱、直近の二件の判決では完全責任能力。反省。

四、被殺者一名の事案

なし。

五、裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決

【裁3—1】 宮崎地判平二二年一二月七日公刊物未登載

五か月の長男を絞殺、妻とその母を殴打して殺害。死体遺棄。計画性。それぞれ強い殺意、強固な殺意。罪障隠滅工作。前科なし。処罰感情峻烈。若年。反省は表面的。両親が葬儀費用支払。更生の可能性否定できず。

(c) その他の利欲目的

【裁2c—1】 横浜地判平二二年一月一六日公刊物未登載《控訴後取下げにより確定》

覚せい剤密輸組織の主導的地位にある者から麻雀店の経営権や金銭を奪われたと聞かされ、覚せい剤密輸入の利権を手に入れるため、二名をホテルに監禁して一名を果物ナイフで刺殺。別の一名を脅して一三〇〇万円強を強取した後、高速切断機で頭部を切断して殺害。被害者兩名を切断して死体遺棄。営利目的で覚せい剤を輸入しようとした覚せい剤取締法違反、関税法違反。

警察留置場内で警察官に暴行して傷害、公務執行妨害。計画性高い、ホテル予約、凶器準備、死体遺棄現場下見。共犯、主導性、積極的かつ重要な役割。密輸組織の主導的地位にある者からの依頼に基づくものの、殺害を強く推進、自らの力を誇示する絶好の機会と考える。前科なし。覚せい剤取締法違反と関税法違反逮捕後に自首、真摯な態度で供述、事案の解明に寄与。被害感情峻烈。暴力団に一時所属するもおおむね真面目に就労。八〇〇万円所持するも被害弁償なし。家族に愛情と責任感。

(e) 愛憎ほか

【裁2e—1J】 仙台地判平二二年一月二五日公刊物未登載

元交際相手で被告人の子の母である一八歳の女性を被告人から引き離そうとする同女の姉及び知人女性を牛刀で刺殺、別の知人男性を殺人未遂。同女を二日間にわたって模造刀及び鉄棒で数十回殴打して全身打撲を負わせるとともに、タバコを押し付け

て前額部熱傷の傷害。同女を牛刀で切り付けて傷害した上、未成年者略取。牛刀の所持について銃砲刀剣類所持等取締法違反。計画性、凶器や皮手袋準備するも稚拙な側面も。共犯、主導性。共犯者を身代わり犯人に仕立てようとする。実母に対する傷害により保護観察中。少年。処罰感情峻烈。実母から暴力。更生可能性は著しく低い。一応の反省。

(1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降に確定した死刑判決一覧(裁判集刑二九二号まで)」関西大学法学論集五九卷一号(二〇〇九)一〇九頁以下。犯行当時少年の被告人に対する死刑判決の一覧として、「最高裁において第二次世界大戦終戦後に犯行当時少年の被告人に対して確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷二号(二〇〇九)一四四頁以下。

(2) 拙稿「最高裁において平成二〇年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集五九卷六号(二〇〇九)一〇〇頁以下、同「最高裁において平成二一年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集六〇卷六号(二〇一一)五九頁以下。最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成二〇年(二〇〇八年)末までに確定した死刑判決をまとめたものとして、拙著『死刑選択基準の研究』(関西大学出版部、二〇一〇)二〇三頁以下。

(3) 横浜地判平二二年一月一六日公刊物未登載。

(4) 仙台地判平二二年一月二五日公刊物未登載。

(5) 拙著・前掲注(2)。

* 本研究は、第四〇回(平成二三年度)公益財団法人三菱財団人文科学研究助成「死刑選択基準の変遷に関する総合的研究——裁判員制度の下でのよりよい判断のために——」による研究成果の一部です。記して謝意を表します。

* 本研究は、平成二三年度関西大学研修員研修費によって行ないました。記して謝意を表します。

* 判例資料の収集にあたって、関西大学図書館閲覧参考課レファレンスカウンターに大変お世話になりました。記して謝意を最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧

関法 第六一巻 六号
表します。

一九〇 (二五八三)